

問 C-2. 令和 7 年 4 月から衛星測位を基盤とする標高体系へ移行し，作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）が一部改正された。これに伴い，広範囲の地殻変動を伴う地震があった場合，公共測量において，以前よりも迅速に 3 級水準点の標高を改定できるようになった。その理由を，次の語群を全て用いて 40 字以上，60 字以内で，解答欄に記せ。

語群

改定	GNSS 標高測量	測量成果	電子基準点	標高
----	-----------	------	-------	----